

二 高等教育機関の多様な展開

(一) 法人化後二年を経た国立大学の状況について

①国立大学の法人化の意義

国立大学及び大学共同利用機関は、平成一五年七月に公布された国立大学法人法により平成一六年四月から法人化され、八九の国立大学法人と四の大学共同利用機関法人(人間文化研究機構、高エネルギー加速器研究機構等)が発足した。

これまでの国立大学は、基本的には行政組織の一部として位置づけられており、国の予算制度や国家公務員法制の下で、教育研究の柔軟な展開に制約があった。国立大学の法人化は、国立大学を国の組織の枠組みから外すことにより、自主性・自律性を拡大し、国立大学がより競争的な環境の下で、教育研究の高度化や個性豊かな魅力ある大学づくりに取り組み、国民や社会の期待にこたえてその役割を

一層しっかりと果たすことを目的とするものである。

(i) 「大学ごと」に法人化し、自主的な大学運営を確保

(ii) 責任ある経営体制の確立

(iii) 「学外者の参画」による運営システムを制度化

(iv) 国家公務員法体系にとられない弾力的な人事システムへの移行

(v) 評価による事後チェック方式へ移行

②国立大学法人における改革の推進状況―進む大学の意識改革と個性化―

法人化後二年を経た現在、各国立大学法人においては、法人化のメリットを活かし、それぞれの理念・特色に応じた、経営体制の確立、教育・研究の活性化、学生支援の充実、産学連携・地域貢献の促進等、様々な取組が積極的なされており、今後の展開が期待されている。

- (i) 教育・研究機能の強化
- 学生提案の新授業科目の開設や学生の視点からの授業評価アンケートの改善など学生参加型のファカルティ・ディベロップメントを実施（岡山大学）
- 学生にとって各科目の難易度、関係及び体系的の理解を容易とする「分野・水準表示法（ベンチマークシステム）」を導入（新潟大学）
- 学内外の異分野研究者などの交流を目的に「名大サロン」を月一回開催（名古屋大学）
- 総長裁量経費による「研究スーパースター支援プログラム」を立ち上げ、研究水準・実績の優れた研究者に対し、研究以外の業務をサポートするための人件費等に充当できる自由度の高い経費を措置（九州大学）
- 大学院学生の海外における学会・研究会への参加を支援する「学術研究活動等奨学事業」を新設し、全学で七二名を支援（東京大学）
- (ii) 学生サービス・支援の充実
- 就職相談室を設置し、民間企業の元人事担当者をキャリアアドバイザーとして配置（京都工芸繊維大学）
- 学生二人に一人の割合でアドバイザー教員を配置。ま

- た、学習サポートルームに教員を配置し、「なんでも相談コーナー」による多様な相談受付（年間約四〇〇〇件）を行う学習支援システム「YUサポーターイングシステム」を構築（山形大学）
- 附属学校部に保育所「いずみナーサリー」を附設し、大学院生の保育料の半額を負担する「教育支援奨学金」を創設（お茶の水女子大学）
- 民間金融機関との連携により、大学独自の利子補給型奨学融資制度を創設（島根大学）
- (iii) 学長中心の戦略的経営・非公務員化による弾力的な人事システム
- 学長補佐体制を強化するため、学長直属の組織として、担当理事が室長を努める五つの「総長室」及び総長室から独立した「評価室」を設置し、経営戦略の企画立案体制を整備（北海道大学）
- 企業等の学外者を幹部職員へ登用し、大学広報や就職支援体制を強化（東京大学、埼玉大学等）
- 事務職員としてのキャリア支援課長を民間公募し、採用（熊本大学）
- 現職教員や指導主事等の学校現場における教育経験を有

- する者を一定の任期を付して教員に採用する制度を整備（上越教育大学）
- (iv) 地域再生への貢献及び産学連携の促進
- 放課後の学習相談をはじめ児童生徒の学習意欲向上に協力するため、在学生を「放課後学習チューター」として県内の小学校に派遣（奈良教育大学）
- IT技術を活用して、離島や過疎地との遠隔医療相談やカンファレンスを行い、地域医療に貢献（山口大学）
- 一般市民が学生と正規の授業を共に受講する「生涯学習市民開放プログラム」を設け、前期一二六科目、後期一四一科目を低料金で市民に開放（福井大学）
- 起業家育成を目的とした公開講座「起業家育成講座」を実施（九州工業大学）

- ③各国立大学法人における各種状況の公開等について
- 法人化後最初の事業年度を終えた国立大学法人等においては、平成一六年度の法人運営の状況について、中期計画を順調に実施しているかどうか、国立大学法人評価委員会の調査、分析に基づく評価を受けた。また、平成一六年度の決算については、各法人が財務諸表を文部科学大臣に提

- 出し、文部科学大臣は、国立大学法人評価委員会の意見を踏まえた上で、その承認を行った。この評価結果や財務諸表は、いずれも広く社会に公開されている。
- このように、業務運営や財務の状況について、各法人ごとに自ら把握・分析し、その改善を図るとともに、広く社会に説明を行うこのような仕組みは、法人化により初めて実現したものである。各法人においては、このような仕組みによるものも含めて、より透明度の高い大学運営を行うべく様々な工夫をしている。

- ④平成一七年度における国立大学法人制度の改正について
- (i) 富山大学等の統合と筑波技術短期大学の四年制大学化について

平成一七年五月に公布された「国立大学法人法の一部を改正する法律」により、平成一七年一〇月より、富山県にある富山大学、富山医科薬科大学と高岡短期大学が統合され、新富山大学となり、また、筑波技術短期大学が四年制大学である筑波技術大学となった。これらの新大学においては、平成一八年四月より初めての学生受入れを行ったところであり、それぞれ統合及び四年制大学化の趣旨を生か

した教育研修内容の充実が期待される。

(ii) 長期借入金等の対象範囲の拡大について

国立大学法人が行うことのできる長期借入、債券発行は、財務の健全性確保等の観点から、国立大学法人法施行令において、①附属病院の用に供するために行う土地の取得等、②国立大学法人等の施設の移転(キャンパス移転)のために行う土地の取得等に限定されていたが、法人化により自主的・自律的な大学運営が可能となり、各大学自らのイニシアチブによる施設整備の取組への機運が高まってきたことなどを受け、同令の改正により長期借入金等の対象範囲を拡大し、新たに、学生寄宿舎及び産学連携施設等の用に供される土地の取得等であつて、償還の見込みのあるもの等についてもその対象とすることとした(平成一七年一二月二八日公布・施行)。文部科学省としても、この制度の適切な活用により、各大学の自主的な創意工夫による大学運営の一層の活性化が図られるよう促していくこととしている。

(二) 公立大学の法人化について

公立大学は、平成一七年度に六大学(うち四大学は再編

統合による。)が新設され、平成一七年四月現在では七三(募集停止中のものを除く)設置されており、国公私立大学(短期大学を除く)に占める割合は一〇%超、学生の割合は、五%弱になっている。近年、高齢社会の到来や、介護保険制度の導入に伴い、保健衛生関係大学を中心に大学数が急速に増加しており、そのような観点からも、公立大学の果たす役割は大きくなっている。

公立大学が、多様かつ個性的な教育・研究を展開することは、我が国の高等教育全体の教育・研究の活性化のみならず個性ある地域づくりにもつながるものである。特に地方公共団体が設置・管理するという性格から、設置者である地方公共団体の政策をより直接的に体现するという役割を担ってきており、各大学の設置目的に添って、今後とも、それぞれの地域における社会・経済・文化の向上発展や国際社会への貢献が期待されている。

平成一六年四月に、地方独立行政法人とその一類型としての公立大学法人について定める「地方独立行政法人法」が施行され、これにより公立大学も、設置者である地方公共団体の判断により法人化することが可能となっている。

公立大学法人制度は、地方公共団体が公立大学の改革を

図り、大学における教育研究の特性を踏まえつつ、自律的な環境の下、教育研究や地域貢献など、地域の特色を生かした高等教育機関として更に発展するための有効な選択肢となるものと考ええる。

同制度創設以降、平成一七年四月現在で七法人が設立されているが、これまで、各地方公共団体や大学等から、法人の取組に関して情報提供を求める意見が多数寄せられていることから、文部科学省として、法人経営、教育研究、地域貢献など幅広い観点で各法人の取組状況を把握するために、七法人にアンケート調査を実施し、その調査結果を「公立大学の法人化を契機とした特色ある取組」として公表したところである。

(三) 私立大学の充実

①私立学校の現状

私立学校は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開し、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。平成一七年現在、私立学校に在学する学生生徒などの割合は、大学・短大で約七五%、専修学

校・各種学校で約九五%、高等学校で約三〇%、幼稚園で約八〇%を占めるにいたっている。

一方で、少子化の進行等の社会経済の変化により、個々の学校においては、定員の充足が困難になるなど、経営環境が一層厳しさを増すことが予想される。そのような中、各学校法人が、個性豊かな学校づくりを推進しつつ、経営基盤のさらなる充実を努めていくことが求められている。

②私立学校への財政措置

学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、その教育条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減を図り、私立学校の経営の健全性を高めるために、私学助成を行っている。

(1) 私立大学等に対する助成

①私立大学等経常費補助

私立の大学、短期大学及び高等専門学校等の経常的経費(教職員の人件費、学生の教育、教員の研究に必要な物件費等)について、学校法人に補助している。平成一八年度予算においては、対前年度二〇億円増の三三二億五〇〇万円を計上している。

②私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

我が国の学術研究の振興を図り、高等教育の高度化を推進するため、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における大型の教育研究装置などの整備に要する経費について補助している。平成一八年度においては、学校施設耐震改修事業及びバリアフリー推進事業等に対する支援を引き続き行うほか、アスベスト対策工事に要する経費を補助することとし、一一四億三四〇〇万円を計上している。

③私立大学等研究設備等整備費補助

私立大学における学術研究に必要な研究設備並びに私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程）における学術研究又は教育に必要な情報処理関係設備の整備費について補助している。平成一八年度においては、対前年度四億九〇〇万円増の六四億七七〇〇万円を計上している。

(2) 私立高等学校等に対する助成

①私立高等学校等経常費助成費等補助

私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特殊教育諸学校の都道府県が行う私立高等学校

等の経常費助成費に対して国が補助することにより、各

都道府県の私学助成の充実を図っている。また、全国的な視点から、教育への意欲に富み、独創的かつ着実な教育を行う私立学校や、特別な支援が必要な私立高等学校等に対して国が補助することとし、対前年度五億円増の一〇三八億五〇〇万円を計上している。

②私立高等学校等施設高機能化整備費補助

私立高等学校等の施設整備については、①校内LAN、施設のバリアフリー化等のための改修工事、②耐震補強工事や安全機能強化のための改修工事、③環境に配慮した施設の改修工事のほか、アスベスト対策工事に要する経費を補助することとし、平成一八年度においては、二〇億七八〇〇万円を計上している。

③私立高等学校等IT教育設備整備推進事業

私立高等学校等において、コンピュータをはじめとするIT機器の購入費の一部を補助するもので、平成一八年度予算では一三億円を計上している。

(3) 私立学校施設高度化推進事業費補助

私立学校施設の近代化・高度化のための整備事業を計画的に推進し、我が国の私立学校の教育研究条件の維持向上

を図るため、私立学校の老朽校舎等の改築事業等について、日本私立学校振興・共済事業団の融資に係る利子の一部を助成するため、平成一八年度においては、対前年度同額の一一億八九〇一万円を計上している。

(4) 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団では、私立学校の教育研究条件の維持向上及び経営の安定に寄与するため、私立学校の老朽校舎等の建て替え整備事業を含む学校法人の資金需要を勘案し、六〇〇億円の貸付を計画している。

③私立学校に関する税制

私立学校を設置する学校法人については、その公益性を考慮して、収益事業を行う場合などを除き、法人税・所得税などの国税や、住民税・事業税などの地方税が非課税とされている。また、収益事業から生じた所得についても、法人税の軽減税率が適用される。

他方、学校法人への寄附者については、特定公益増進法人の証明を受けた学校法人への寄附の場合、個人寄付については、総所得の三〇％を限度として、一万円を除いた額（控除除外額）について寄附金控除が認められている。平

成一八年度税制改正では、小額寄附促進の観点から、この控除除外額について、一万円から五〇〇〇円に引き下げることとされている。また、企業等の法人からの寄附金については、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う寄附金で、私立学校の教育に必要な費用・基金に充てるもの（受配者指定寄附金）については、寄附金全額を損金算入することが認められているところである。

各学校法人が、これらの税制上の特例措置等を積極的に活用して外部資金の導入を図りながら、経営基盤の強化に努めること、ひいては魅力ある教育研究が一層進展することが期待される。

④経営困難校に対する対応

社会・経済情勢の変化に伴い、例えば、平成一七年度に入学定員を充足していない私立学校は、大学で約三〇％、短期大学で約四〇％となるなど、私立学校の経営環境は厳しさを増しつつある。こうした中、各私立学校は、経営困難を回避すべく、それぞれが魅力ある教育研究を推進しつつ、質の保証に努めるとともに、長期的な一八歳人口の減少を見据えながら、中・長期的な計画を策定し経営基盤の

強化を図るなど、不断の経営改善に取り組むことが何よりも求められている。

しかしながら、仮に私立学校が経営困難に陥った場合、社会的にも大きな影響を及ぼすことが予想されることから、文部科学省では、少子化等による私立学校の経営困難問題への対応として、平成一七年五月「経営困難な学校法人への対応方針について」を取りまとめたところである。

この対応方針では、「私学の自主性の尊重」と「学生の就学機会の確保」を基本として、学校法人が経営困難に陥らないための事前の指導・助言の在り方や、仮に経営困難に陥った場合の対応方策等について、現時点における考え方を整理した。

引き続き、この対応方針に基づき、経営困難な学校法人に対し自主的な経営改善努力を支援することとしているが、各学校法人においても、経営困難な状態に陥らないよう、不断の経営改善努力を期待したい。

(四) 高等専門学校の充実

高等専門学校は、中学校卒業後の早い段階から、実験・

実習を重視した五年一貫の専門的・実践的な技術教育を特徴とする高等教育機関である。昭和三七年の創設以来、社会のニーズに対応した学科の改編等を行いつつ、ものづくりの現場を支え、かつ、新しい技術を創造し、発展させる人材を養成する機関として、大きな役割を果たしている。

工業の分野を中心に、平成一八年四月現在、国立五五校、公立四校、私立三校の計六二校が設置されているが、その教育成果は、産業界から高い評価を得ており、最近の平均求人倍率は一〇倍前後であり、例年一〇〇%近い就職率となっている。

また、卒業後には、高等専門学校専攻科への進学や大学三年次への編入学制度等による進学の道が開かれており、平成一七年三月の高等専門学校卒業者のうち約四一%に当たる四一一人が、専攻科や長岡、豊橋の技術科学大学をはじめとする国・公・私立大学等に進学している。

専攻科は、平成一八年度に新たに設置された東京都立産業技術高等専門学校を含め、現在では六〇の高等専門学校に設置されている。これらの専攻科はすべて大学評価・学位授与機構の認定を受けており、その修了者は、一定の要件を満たせば同機構から学士の学位を授与されることとなっている。また、専攻科修了後の大学院進学率も年々上昇傾向にある。

各高等専門学校においては、大学との単位互換協定の締結、産業界との連携によるインターンシップ及び共同研究等を積極的に推進している。また、国立高等専門学校においては、各高等専門学校間における教員人事交流制度を創設する等、教育の一層の充実を図っている。

更に、平成一七年九月に高等専門学校設置基準を改正したことにより、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果を考慮した単位計算方法を導入し、各高等専門学校での創意工夫に基づく柔軟なカリキュラム編成を行うことが可能となった。

今後、各高等専門学校は、これまで行ってきた実践的な技術者教育の一層の充実はもとより、各地域の個性・特色に根ざした「地域密着型」連携協力の強化を図るなど、地域の活性化にもこれまで以上に積極的に貢献していくことなどが期待されている。

(五) 専修学校教育の充実

①専修学校の役割と現状

専修学校は、社会の変化に即応した実践的な職業教育、

専門的な技術教育を行う教育機関として、昭和五十一年に制度が発足して以来、着実に発展してきており、平成一七年度においては、学校数は三四三九校、生徒数は約七八万人に達している。専修学校は、入学資格の違いにより、高等専門学校卒業程度を入学資格とする専門課程（専門学校）、中学校卒業程度を入学資格とする高等課程（高等専修学校）及び入学資格を問わない一般課程の三つの課程に分かれている。特に新規高卒者の専門学校への進学率は、平成一七年度では、一九・〇%（大学三九・三%、短大七・五%）、また在学者数は約六九万人に及んでおり、高等教育機関としての一翼を担うとともに、高等教育の多様化・個性化を図る上でも重要な役割を果たしている。

②専修学校教育の振興のための制度改正

このような専修学校の重要性にかんがみ、これまで様々な制度改正が行われている。

平成七年一月には、専修学校における学習成果を適切に評価し、その修了者の社会的評価の向上と生涯学習の振興に資することを目的として、修業年限が二年以上で総授業時数が一七〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校の修了

者に対して「専門士」の称号を付与できる制度が創設された。

また、平成一七年度からは、修業年限が二年以上で総授業時数が二七〇〇時間以上の専門学校修了者は、大学への編入が可能となっている。平成一七年度には二二一九人が大学に編入しており、制度の着実な普及が図られている。

また、専修学校の教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、修業年限が三年以上で総授業時数が三四〇〇時間以上等の要件を満たす専門学校修了者に対し、「高度専門士の称号及び大学院への入学資格を付与することのできる制度」が、平成一七年九月に創設されたところである。平成一七年二月現在、一一九校一九二学科が認められている。

さらに、近年の情報通信技術の発展と、各家庭へのブロードバンド通信の普及等を踏まえ、平成一八年三月より、専修学校においてeラーニング等を行うことのできる範囲が、現行の二分の一から四分の三に拡大されるとともに、自宅をはじめあらゆる場所での履修が認められることとなった。

③専修学校関係予算

予算面に関しては、平成一八年度から二一トを支援しているNPO団体等との連絡協議会を立ち上げ、二一トに対

する職業教育を支援する「専修学校におけるNPO団体等と連携した二一トに対する職業教育支援事業」や、定年を迎え退職する中高年を対象にしたキャリアアップ教育のための講座を実施する「専修学校社会人新キャリアアップ教育推進事業」を新たに実施することとしている。

また、フリーター等の能力向上のための短期教育プログラムや、就業を組み込んだカリキュラムの編成についての先導的モデルの開発・導入を図る「専修学校を活用した若者の自立・挑戦支援事業」や、社会的要請の高い課題に対応する教育内容や方法等についての重点的な研究開発を行う「専修学校教育重点支援プラン」、若年者の職業意識の高揚を図る「専修学校を活用した職業意識の啓発推進」事業を引き続き実施している。

このほか、専門学校に対する大型教育装置・情報処理関係設備の整備費補助、教員研修事業等の施策を行うなど、専修学校教育の一層の振興を図ることとしている。